

# 松戸市住生活基本計画策定委員会

国民生活の安全向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、住生活基本法が平成18年6月に制定されました。

これを受け、本市の「住まいづくり」の指針である「松戸市住宅マスタープラン」に替えて、住生活の安定の確保および向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「松戸市住生活基本計画」を策定するため、松戸市住生活基本計画策定委員会を設置いたしました。

第1回委員会の会議の概要は、以下のとおりです。

## 【第1回委員会の会議概要】

日時：平成21年10月8日(木)14:30～16:30

会場：松戸市役所 議会棟 3F 第二会議室

委員：中島明子委員長(和洋女子大学教授)、ほか9名(うち1名欠席)

議題：1. 委員長及び副委員長の選出について

委員長として中島明子委員、副委員長として蓑輪裕子委員(聖徳大学准教授)が選出されました。

2. 運営要領・傍聴要領について

事務局提案の要領を採用することで了解されました。

3. 地域居住の現況について

事務局より地域居住の現況について説明を行ったところ、以下のようなご指摘をいただき、今後検討していくこととなりました。

(主な指摘事項)

- ・パブリックコメントの実施予定時期について
- ・推計人口のパターンの区分について
- ・意識調査の実施方法と回答数について
- ・市営住宅の戸数の適正値の考え方と、URにおける団地再生の状況について
- ・セーフティーネット対象者のさらなる細かい分析について
- ・H20年の住宅・土地統計調査の取り扱いについて
- ・道路に関するデータについて
- ・老朽木造戸建の耐震化対応について
- ・一団地認定されている分譲と賃貸の混在したマンションの問題について
- ・千葉県在住生活基本計画にある「住生活を支える豊かな地域社会の実現」について
- ・住宅面から捉えた環境問題の対応について